

保護者の皆さまへ

県立学校における新型コロナウイルス感染症への対応について

島根県教育委員会

学校における新型コロナウイルス感染症の感染リスクを極力低減し、子どもたちの健やかな学びを保障するため、県教育委員会として次のような対応を進めています。

感染症対策を有効に進めるためには、学校と家庭が連携をとって取り組むことが大切です。以下の対応についてご理解いただき、家庭でのご協力をお願いするとともに、家庭内でも感染予防に努めていただきますよう、重ねてお願いいたします。

なお、今後感染拡大等の状況変化により、対応を変更する場合があります。

1. 保健管理等について

(1) 基本的な感染症対策の実施

感染症対策のポイントは、「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力を高めること」です。

① 感染源を絶つこと

家庭での毎朝の検温、体温の記録及び風邪症状の確認の徹底をお願いします。児童生徒等又は同居の家族の方に発熱等の風邪症状がみられる場合は、登校を控え、自宅で休養させるとともに、まずはかかりつけ医へ電話をし、受診について相談するか、かかりつけ医がいない場合やかかりつけ医で受診できない場合は、しまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」（各保健所の相談番号[7ページ参照]）に相談するようお願いいたします。

登校前に確認できなかった場合はできる限り校舎に入る前に、授業中等に体調を崩した場合には保健室等で検温及び風邪症状の確認を行い、発熱等の風邪症状がみられる場合は、保護者の方に迎えを要請し、自宅で休養するとともに、かかりつけ医などに相談いただくこととしておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

② 感染経路を絶つこと

学校では、手洗いや咳エチケット、原則としてマスクの着用を徹底し、教室やトイレなど、児童生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒等が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、適宜、消毒を行うなど、環境衛生を良好に保ちます。

なお、厚生労働省が提供している新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCO A）を、感染拡大防止のため、積極的にインストールし、活用をお願いします。

③ 抵抗力を高めること

家庭では、身体全体の抵抗力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるようお願いいたします。

(2) PCR検査、抗原検査等の検査を受検する場合の学校への連絡

児童生徒等がPCR検査、抗原検査等の検査を受けることになった場合には、速やかに学校に連絡をいただくとともに検査結果についても連絡をいただきますようお願いいたします。

(3) 授業等教育活動を行うにあたっての注意事項

学校生活においては、児童生徒等同士が接近する場面も想定されることから、十分な身体的距離が確保できる場合などを除いて、教職員を含め原則としてマスクを着用することとしています。

教室等では適切な換気を実施するとともに、児童生徒等の間に可能な限り座席の距離をとるように努め、できるだけ近距離での会話や発声等は避けるように配慮しています。

ただし、「主体的・対話的で深い学び」を進める観点から、授業中にペア、グループ活動を行う際には、十分に感染症対策を講じながら行います。例えば、グループ活動では、机の間隔を十分に確保した上でマスクを着用して意見交換をしたり、会話を少なくして机の上に置いたホワイトボードに意見を書き込んだりする等の対策や工夫を行った上で実施します。

(4) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について

① 登校の判断

医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患のある児童生徒等、重症化リスクの高い児童生徒等の登校については、主治医や学校医に相談の上、個別に登校の判断をします。

② 学校教育活動における感染対策

重症化リスクの高い児童生徒等の教育活動は、指導方法等の見直しや感染症対策を徹底し、感染リスクをより一層低減させるよう努めます。

2. 臨時休業の実施について

児童生徒等や教職員の感染が確認された場合は、県教育委員会において関係機関と協議の上、該当の学校の全部又は一部の臨時休業を実施するか、臨時休業を実施せず、学校の教育活動を継続するか決定します。臨時休業を実施する場合は、この期間中に、校舎内を消毒するなどして、その後の学校再開に向けた準備を行います。学校の教育活動を継続する場合は、状況に応じて、校舎内の消毒を行うとともに、感染リスクの高い活動の見直しや、体育の授業や部活動等のマスクを着用しない活動の制限などを行います。

また、緊急事態宣言が出されたり、県内における新規感染者が急増したりするような場合には、関係機関とも協議の上、地域一斉の臨時休業を決定する場合があります。

医療的ケアが必要な児童生徒等や基礎疾患のある児童生徒等が在籍する特別支援学校については、感染リスクの軽減の観点から、校内に感染者や濃厚接触者がいるか否かに関わらず、当該特別支援学校の全部又は一部の臨時休業を実施する場合があります。

3. 学習指導について

(1) 臨時休業等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導

一定の期間児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、指導計画等を踏まえた教員による学習指導と学習状況の把握を行います。なお、臨時休業中の家庭学習

の成果は、授業に準じた成果として、臨時休業期間中の学習状況の記録の提出や臨時休業期間中に与えた課題についての小テストの実施などにより、学習評価に適切に加味します。

(2) 授業の遅れへの対応

児童生徒等の負担が過重とならないように配慮しながら、時間割編成の工夫や夏季休業・冬季休業の短縮による授業時間の確保などにより対応します。

(3) 実技指導や実習等を伴う教科の指導等

実験器具など共同して使用する教材、教具、情報機器などの適切な消毒、それらに触る前後での手洗い、手指消毒の徹底、長時間の密集状態を避けるなどの点を徹底した上で実施します。また、必要に応じて指導時期や順序の変更なども行います。

特に、水産科における乗船実習については、通常の学校医による乗船前の健康診断に加え、実習開始日までの間に十分な健康観察を行い、参加の決定を行います。また、実習中は手すりや計器類など、船内で手に触れるものは常に消毒を行うとともに、毎日の健康観察を欠かさないなど安全衛生管理の徹底を図ります。

(4) 合唱等を伴う教科の指導等

学校の授業や部活動等において合唱を行う際には、より一層の注意が必要であるため、マスクの原則着用や児童生徒同士の十分な間隔の確保、時間短縮など感染症予防対策の徹底を図ります。

また、合唱のほか、室内で児童生徒が近距離で行うリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏や児童生徒同士が近距離で活動する調理実習、長時間活動するグループ学習、身体接触を伴う活動などについても、感染リスクが高いことから実施について慎重に検討するとともに、実施する場合は、適切な感染症対策を講じ、同様の対策を徹底した上で実施します。

(5) 体育の授業での実技

体育の授業は、換気、身体的距離の確保や手洗い、適切な消毒などに加えて、屋内において多数の児童生徒等が集まり、呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けるなど、可能な限りの感染症対策を行うとともに、熱中症予防にも留意したうえで、感染リスクの低い活動を行うこととしています。

(6) 特別支援学校における作業学習、自立活動等の実施

① 作業学習

調理については、衛生管理をより一層徹底します。

外部の方と接触する場合は、マスクの着用など感染症対策を徹底します。

② 自立活動

指導上、マスクの使用ができない場合や児童生徒等との接触が不可避な場合が想定

されるため、指導方法などの見直しを行うとともに、やむを得ない場合は一層の感染症対策を講じて実施します。

プールでの指導は、個別に主治医や学校医、保護者と相談の上、実施します。

③ 校外学習

地域の感染状況や実施の必要性を考慮して実施の判断をし、実施するにあたっては、移動中や活動先において「3つの密」の状態を避けるなど感染症対策を講じた上で、実施します。

④ 現場実習

地域の感染状況を考慮し、実習先の事業所等と事前協議し、了解をとった上で実施します。

高等部3年生など進路指導に配慮が必要な生徒の実施を優先させ、実施にあたっては、生徒の健康状況を的確に把握し、体調に変化があった場合は、速やかに中止するようにします。

4. 学校行事等の実施について

(1) 全校集会、学習会等について

集会を行う意義や必要性を再確認しつつ、実施する時期（延期や中止も含む）、場所や時間、開催方法（例えば校内放送システム等の利用や内容の精選）等について十分に検討した上で実施します。

(2) 遠足、修学旅行及び研修旅行について

修学旅行等の宿泊を伴う学校行事については、一般社団法人日本旅行業協会「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第4版）」（令和3年1月29日）を参考に、学校と旅行業者が連携して児童生徒等の安全確保に努めます。

旅行出発前に、同居のご家族も含め、児童生徒等の出発前の健康観察等をお願いすることがありますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

(3) 外部の人を招く学習活動等について

実習製品の販売実習等、児童生徒等や来場者が長時間密集しての活動となるため、実施する場合は、飛沫を防ぐ、長時間の密集状態を避けるなどの感染症対策を講じた上、来場者については一定の制限をするなど、開催する時期、場所や時間、開催方法等について十分な配慮をして実施します。

(4) 受験等の対応について

大学等の入試や就職試験などの受験においては、マスクの着用や手洗いの徹底など移動中の感染防止対策を万全にするよう生徒等に指導するとともに、県外から戻った生徒に対しては、帰県後2週間程度、本人任せにせず、教職員から直接本人に確認するなど、学校でも健康観察を行います。

5. 部活動について

部活動は、換気、身体的距離の確保や手洗い、適切な消毒などに加えて、屋内において多数の生徒が集まり、呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けることや、屋内屋外を問わず、近距離での大声の発声は徹底的に避けるなど、可能な限り感染症対策をしたうえで、感染リスクの低い活動を行うこととしています。

生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導します。また、ご家庭においても生徒の健康状態を把握していただき、少しでも不安がある場合は部活動への参加を見合わせる等の配慮や、ためらわず顧問へ申し出ていただきますようお願いいたします。

上記に加えて、中央競技団体等から感染症対策の強化に係る方針が示されている場合は、その方針に沿って対応するなど、競技ごとの活動内容に応じた感染症対策を行います。

各種大会・コンクール、練習試合・合同練習、合宿の参加や実施の可否については、国や県が示す外出自粛制限や地域の感染状況などを踏まえ、部活動を担当する教師のみで判断するのではなく、学校として責任をもって検討し判断します。特に、遠征等において、貸し切りバス等で移動する場合や、宿泊を伴う場合における感染症対策を徹底します。

6. 児童生徒等の心のケアについて

学校行事やイベントの中止、夏休みの期間短縮などこれまでの日常とは異なる状況の中で、学校生活や進路について不安な気持ちになりマイナスな感情を持つてしまうことが心配されます。学校では、学級担任や養護教諭等を中心にきめ細かな健康観察を行ったり、児童生徒等の言葉に耳を傾けたりして心の健康状態の把握に努めています。ご家庭でも気持ちに寄り添うなどご配慮いただきますようお願いいたします。

また、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面からの支援を行うなど、管理職のリーダーシップのもと、関係職員がチームとして組織的に対応します。相談窓口（「いじめ相談テレフォン」、「24時間子供SOSダイヤル」、「しまね子どもSNS相談『相談してみるにゃ!』」等）を適宜周知するなど、児童生徒等の心のケア等に配慮します。

7. 偏見や差別の防止について

偏見や差別を生まないため、児童生徒等の言動に平素より留意し、配慮に欠ける言動への適切な指導、不確かな情報の拡散防止の徹底、偏見や差別と思われる事案への組織的対応を行っています。

人権に配慮した冷静な行動をとることが、感染の早期発見や接触者の把握に繋がり、広く県民の感染防止にも繋がることから、感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族の方々への誹謗中傷などを防ぐとともに、感染症と闘っておられるこうした方々に寄り添って支援する温かい社会づくりにお力添えをお願いします。

また、差別や偏見のもととなる不安を解消するためにも、正しい情報（公的機関が提供する情報）を得ること、悪い情報ばかりに目を向けないこと、差別的な言動に同調しないことに、格別のご配慮をお願いします。

8. 昼食（学校給食・弁当）について

児童生徒及び教職員の食事前後の手洗いを徹底し、会食時は、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしない、また、会話を控えるなどの配慮・指導をします。

食事後の会話は必ずマスクを着用して行うこと、食事後等の歯磨きなどではお互いに間隔を空け、換気の良い環境で行うことを指導します。

9. 寄宿舎における対応について

(1) 寄宿舎における感染症対策について

1. (1)で示したような、基本的な感染症対策を寄宿舎においても徹底します。

特に寄宿舎内の清掃・消毒については、各学校で定めた方法に従って実施するとともに、舎室等の定期的な換気（30分に1回以上）を徹底します。

また、食事の際には、直前までマスクを着用する、食事前後の手洗いを徹底する、同時に食事する人数を制限する、向かい合わせでの食事を回避し、食事中の会話を控えさせるなど、感染リスクを可能な限り低減する対策をとります。入浴についても、同時に入浴する人数を制限し、入浴中の会話を控えさせるなどの対策をとります。

(2) 寄宿舎生が体調の不良を訴えた場合の対応について

寄宿舎生が体調の不良を感じた場合には、ためらわず舎監をはじめ職員に申し出るよう徹底します。

寄宿舎生が体調の不良を訴えた場合は、すぐに静養室等（別室）に移動させ、そこで静養させる措置をとります。その後、速やかに該当の寄宿舎生の状況について保護者に連絡すると同時に、学校医とも相談の上、しまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」にすぐに相談し、その指示に従って対応します。

該当の寄宿舎生がPCR検査等を受けることとなり、その結果が陰性であった場合は、学校医と相談の上、保護者への引き渡し可能な場合は、保護者と相談をし、その後の療養期間について、自宅での静養とします。特に高等学校の寄宿舎において、家庭の事情などにより帰省できない場合は、寄宿舎の静養室等で、他の寄宿舎生との接触を避ける形で静養させます。

(3) 長期休業期間中の帰省について

長期休業期間中などに県外から入学している寄宿舎生が帰省を希望した場合は、帰省先の感染拡大状況を確認した上で、場合によっては感染のリスクを考慮して帰省を自粛するなど、必要に応じて慎重な検討を求める場合があります。帰省することになった場合は、帰省後の自宅での生活において、基本的な感染症対策に加え、不要不急の外出を避けるなど、感染防止のための対策を徹底していただくようお願いします。

県内県外を問わず、帰寮にあたっては、事前に学校から自宅へ電話等をし、寄宿舎生本人の健康状況や休業中の生活の状況などを伺った上で、帰寮に問題がないかを確認します。帰寮後は基本的な感染症対策を確実にしながら、特に健康管理を徹底します。

健康相談コールセンター

各保健所健康相談電話番号～お住まいの管轄保健所へおかけください。「しまね新型コロナウイルス感染症『健康相談コールセンター』」に転送します。

保健所	管轄	専用電話番号
松江市・島根県 共同設置松江保健所	松江市、安来市	0852-33-7638
雲南保健所	雲南市、奥出雲町、飯南町	0854-47-7777
出雲保健所	出雲市	0853-24-7017
県央保健所	大田市、川本町、美郷町、邑南町	0854-84-9810
浜田保健所	浜田市、江津市	0855-29-5967
益田保健所	益田市、津和野町、吉賀町	0856-25-7011
隠岐保健所	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町	08512-2-9900

◆聴覚障がい等の方のためのFAXによる相談は従来どおり、健康推進課でお受けします。

FAX番号：0852-22-6328

※対応には、時間を要する場合がありますので、症状などのご相談は市町村（役所緊急派遣メールほか）などにまずはご相談ください。

◆外国人住民の方からの相談は従来どおり、しまね国際センターの相談窓口でお受けします。

公益財団法人しまね国際センター相談専用ダイヤル：070-3774-9329

（スカイプでも相談できます。SkypeID:Soudan@SIC）

※全日9時～17時

※お問い合わせ先 文化国際課 多文化共生推進スタッフ 電話 0852-22-6470